

平成 2 7 年 第 1 2 回

三種町選挙管理委員会議案

平成 2 7 年 1 0 月 1 4 日

日 時 平成 2 7 年 1 0 月 1 4 日 (水)
午前 9 時

場 所 三種町役場 第 1 会議室

署名委員

署名委員

次 第

- 1 委員長あいさつ
- 2 会議録署名委員の指名（ 委員、 委員）
- 3 案 件
 - 報告第19号 裁判員候補者の予定者の選定について
 - 報告第20号 検察審査員候補者の予定者の選定について
 - 議案第70号 三種町下岩川財産区議会議員一般選挙における選挙運動費用収支報告書の要旨の公表について
 - 議案第71号 秋田海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の調製について
 - 議案第72号 秋田海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧について
 - 議案第73号 三種町土地改良区総代選挙の選挙期日について
 - 議案第74号 選挙会の場所、日時等について（三種町土改）
 - 議案第75号 選挙長の事務を行う場所について（三種町土改）
 - 議案第76号 立候補の届出の受付について（三種町土改）
 - 議案第77号 投票用紙の様式について（三種町土改）
 - 議案第78号 告示方法について（三種町土改）
 - 議案第79号 選挙長及びその職務代理者の選任について（三種町土改）
 - 議案第80号 選挙立会人の選任について（三種町土改）
 - 議案第81号 不在者投票を行うことができる施設の指定について
- 4 その他

報告第 19 号

裁判員候補者の予定者の選定について

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第 21 条第 1 項の規定により、裁判員候補者の予定者を次のとおり選定した。

平成 27 年 10 月 14 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 近 藤 範 夫

- 1 選定人数 22 人
- 2 裁判員候補者予定者名簿 別紙のとおり

参 考

裁判員候補者名簿の有効期間

平成 28 年 1 月 1 日～平成 28 年 12 月 31 日

選 任

各地方裁判所が事件ごとに、裁判員 6 人及び補充裁判員（上限 6 人）を候補者名簿の中からくじで選任

報告第20号

検察審査員候補者の予定者の選定について

検察審査会法第10条第1項の規定により、検察審査員候補者の予定者を次のとおり選定した。

平成27年10月14日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 近 藤 範 夫

- 1 選定人数 85人
- 2 検察審査員候補者予定者名簿 別紙のとおり

参 考

検察審査員の任期（6カ月間）		管轄区ごと	
第1群	2月1日～7月31日	審査員・補充員各	5人ずつ
第2群	5月1日～10月31日	〃	6人ずつ
第3群	8月1日～1月31日	〃	5人ずつ
第4群	11月1日～4月30日		6人ずつ

選 任

各検察審査会が候補者名簿の中からくじで選任

(報告第19号・20号関連資料)

裁判員候補者予定者及び検察審査員候補者予定者の名簿調製について

1 制度の概要

(1) 裁判員制度

選挙権を有する国民の中から選任された裁判員が、**裁判官と共に刑事訴訟手続に関与する制度**（傷害致死、殺人、放火、誘拐など重大犯罪）

(2) 検察審査員制度

選挙権を有する国民の中からくじで選ばれた検察審査員が、**検察官が被疑者（犯罪の嫌疑を受けている者）を裁判にかけなかったことの当否を審査する制度**

2 資格等

(1) 裁判員

衆議院議員の選挙権を有する者の中からくじで選定（1事件につき裁判員6人と補充員）

※欠格事由

- ①義務教育を終了しない者
- ②禁錮以上の刑に処せられた者
- ③心身の故障のため裁判員の職務の遂行に著しい支障がある者
- ④国家公務員法第38条の規定に該当する者（成年被後見人等）

(2) 検察審査員

検察審査会の管轄区域内の衆議院議員の選挙権を有する者の中からくじで選定（11人）

※欠格事由

- ①義務教育を終了しない者
- ②1年の懲役又は禁錮以上の刑に処せられた者

3 候補者予定者名簿の調製

裁判員及び検察審査員は、「衆議院議員選挙の選挙権を有する者の中からくじで選定」することとなっており、それぞれの「候補者予定者」の**名簿調製は市町村選挙管理委員会が行う**こととなっている。

(1) 候補者予定者の員数（平成26年度）

各候補者予定者の員数は、毎年9月1日までに、秋田地方裁判所及び能代検察審査会より通知される。

①裁判員候補者予定者 22人

②検察審査員候補者予定者 85人

第1群：21人、第2群：21人、第3群：22人、第4群：21人

(2) くじの方法

9月2日定時登録後の選挙人名簿に基づき、最高裁判所から提供された「名簿調製支援プログラム」を使用し行う。

(3) 候補者予定者名簿（磁気ディスク）の提出

提出期限 9月末

提出先 裁判員候補者予定者 秋田地方裁判所

検察審査員候補者予定者 秋田検察審査会

4 候補者予定者の取扱い

(1) 裁判員候補者予定者

県内の各市町村で選定した裁判員候補者予定者は、**翌年の1月1日から12月31日まで1年間、秋田地方裁判所の「裁判員候補者名簿」に登録**され、裁判員裁判の対象となる凶悪事件等が発生した場合に、1事件につき裁判員6人と補充裁判員が、候補者名簿の中からくじで選任される。

(2) 検察審査員候補者予定者

能代検察審査会の管轄区域内（能代市、三種町、八峰町、藤里町）で各群100人ずつ計400人候補者予定者が選定される。この中から検察審査会がくじで各群審査員5又は6人、補充員5又は6人を選任する。

第1群 任期： 2月1日～ 7月31日 審査員・補充員各 5人ずつ

第2群 任期： 5月1日～10月31日 ” 6人ずつ

第3群 任期： 8月1日～ 1月31日 ” 5人ずつ

第4群 任期： 11月1日～ 4月30日 ” 6人ずつ

(参考) 辞退事由

1 裁判員（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第16条）

- ① 年齢70年以上の者
- ② 地方公共団体の議会の議員（会期中の者に限る。）
- ③ 学生又は生徒（常時通学を要する課程に在学）
- ④ 過去5年以内に裁判員又は補充裁判員の職にあった者、過去3年以内に選任予定裁判員であった者、過去1年以内に裁判員候補者として裁判員等選任手続の期日に出頭したことがある者
- ⑤ 過去5年以内に検察審査員又は補充員の職にあった者
- ⑥ 次に掲げる事由その他政令で定めるやむを得ない事由があり、裁判員の職務を行うこと又は裁判員候補者として裁判員等選任手続の期日に出頭することが困難な者
 - ア 重い疾病又は傷害により裁判所に出頭することが困難であること。
 - イ 介護又は養育が行われなければ日常生活を営むのに支障がある同居の親族の介護又は養育を行う必要があること。
 - ウ その従事する事業における重要な用務であって自らがこれを処理しなければ当該事業に著しい損害が生じるおそれがあるものがあること。
 - エ 父母の葬式への出席その他の社会生活上の重要な用務であって他の期日に行うことができないものがあること。

2 検察審査員（検察審査会法第8条）

- ① 年齢70年以上の者
- ② 国会又は地方公共団体の議会の議員。ただし、会期中に限る。
- ③ 前号本文に掲げる者以外の国又は地方公共団体の職員及び教員
- ④ 学生及び生徒
- ⑤ 過去5年以内に検察審査員又は補充員の職にあった者
- ⑥ 過去5年以内に裁判員又は補充裁判員の職にあった者、過去3年以内に選任予定裁判員であった者、過去1年以内に裁判員候補者として裁判員等選任手続の期日に出頭したことがある者
- ⑦ 重い疾病、海外旅行その他やむを得ない事由があつて検察審査会から職務を辞することの承認を受けた者

議案第 7 0 号

三種町下岩川財産区議会議員一般選挙における選挙運動費用収支報告書の要旨の公表について

公職選挙法第 1 9 2 条第 1 項の規定により、平成 2 7 年 8 月 3 0 日執行の三種町下岩川財産区議会議員一般選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を別紙のとおり公表する。

平成 2 7 年 1 0 月 1 4 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 近 藤 範 夫

公表の方法 三種町掲示場に掲示する。

議案第 7 1 号

秋田海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の調製について

漁業法第 8 9 条第 1 項の規定により、平成 2 7 年 9 月 1 日現在において調査した秋田海区漁業調整委員会委員選挙人名簿を別紙のとおり調製する。

平成 2 7 年 1 0 月 1 4 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 近 藤 範 夫

(議案第 7 1 号関連資料)

海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の調製について

「漁業調整委員会」は、漁業法に基づき都道府県ごとに設置される知事の諮問機関で、漁業権の免許や漁業調整規則の改廃など、漁業全般の諸問題について協議を行う行政委員会である。

海区漁業調整委員会の構成は、漁業法で定数が規定されており、定数 10 人のうち 6 人が公選により選ばれ、任期は 4 年となる（選挙は、公選法適用）。

この選挙権を有する者の確認を目的とする「海区漁業調整委員会選挙人名簿」は、海区に沿う市町村の選挙管理委員会が、原則として、選挙権を有する者からの申請に基づき、毎年 9 月 1 日現在で選挙権を調査し、調製することとなっている（漁業法第 89 条第 1 項）。

1 選挙権及び被選挙権（法第 86 条第 1 項）

- ① 漁業者又は漁業従事者であること。
- ② その海区に沿う市町村に、住所又は事業場を有すること。
- ③ 1 年に 90 日以上、漁船を使用する漁業を営み又はこれに従事すること。

※欠格者（法第 87 条第 1 項：20 歳未満、収監中の者等）

2 法令の規定に見る選挙人名簿調製の流れ

- ① 選挙権を有する者は、毎年 9 月 1 日現在により同月 5 日までに、選挙人名簿調製のための申請書を、市町村の選挙管理委員会に提出する（令第 5 条第 1 項）。

※「申告調製名簿」であるが、本人からの申請がないときに補充的に職権登録が認められている（法第 89 条第 2 項）。

- ② 市町村の選挙管理委員会は、有権者本人からの申請に基づき、毎年 9 月 1 日現在でその者が選挙権を有するか否かを調査し、選挙人名簿を調製する（法第 89 条第 1 項）。

- ③ 選挙人名簿は、毎年 10 月 15 日までに調製しなければならない（令第 5 条第 2 項）。

- ④ 市町村の選挙管理委員会は、毎年１０月１５日までに調製した選挙人名簿を、毎年１０月２０日から１１月３日までの間、町役場等において、縦覧に供さなければならない（準用公選法第２３条第１項）。
- ⑤ 市町村の選挙管理委員会は、縦覧開始の日前３日までに、すなわち１０月１７日までに、縦覧の場所を告示しなければならない（準用公選法第２３条第２項）。
- ⑥ 選挙人名簿は、法定期間縦覧に供した後、１２月５日に確定する（法第８９条第５項）。そして、次の年の１２月４日まで１年間据え置かれる（同条第６項本文）。すなわち、選挙人名簿は、その期間中効力を有し、当該選挙人名簿はこの期間内に行われる海区漁業調整委員会委員の選挙に用いられることとなる。
- ⑦ 名簿確定後に、死亡、転出等があった場合は、市町村の選挙管理委員会は、直ちに選挙人名簿の修正・表示をしなければならない（法第８９条第６項ただし書、第７項）。

※登録人数の推移

平成１８年度	７６人
平成１９年度	６６人
平成２０年度	６２人
平成２１年度	５９人
平成２２年度	５７人
平成２３年度	５５人
平成２４年度	５１人
平成２５年度	４７人
平成２６年度	４８人
平成２７年度	４５人

議案第 7 2 号

秋田海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧について

公職選挙法第 2 3 条第 1 項の規定により、平成 2 7 年 1 0 月 1 4 日現在で調整した秋田海区漁業調整委員会委員選挙人名簿について、次のとおり縦覧に供する。

平成 2 7 年 1 0 月 1 4 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 近 藤 範 夫

- 1 縦覧の場所 三種町鵜川字岩谷子 8 番地
三種町選挙管理委員会事務局
- 2 縦覧期間 平成 2 7 年 1 0 月 2 0 日から平成 2 7 年 1 1 月 3 日まで

議案第 73 号

三種町土地改良区総代選挙の選挙期日について

土地改良法施行令第 6 条第 3 項の規定により、三種町土地改良区総代選挙の期日を次のとおり定める。

平成 27 年 10 月 14 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 近 藤 範 夫

選挙期日 平成 27 年 11 月 18 日（水）

〔 告示日 平成 27 年 11 月 11 日（水） 〕

選挙すべき総代の数 40 人

選挙区	対象地区	総代数
第 1	大曲・萱刈沢地区	7 人
第 2	富岡地区	3 人
第 3	鵜川地区	5 人
第 4	羽立・沢目地区	5 人
第 5	川尻地区	4 人
第 6	泉八日地区	5 人
第 7	久米岡地区	4 人
第 8	安戸六地区	3 人
第 9	二ツ森・牡丹地区	4 人

議案第 7 4 号

選挙会の場所、日時等について（三種町土改）

平成 2 7 年 1 1 月 1 8 日執行の三種町土地改良区総代選挙における選挙会の場所、日時及び投票の時間を次のとおり定める。

平成 2 7 年 1 0 月 1 4 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 近 藤 範 夫

1 投票を行う場合

選 挙 区	所 在 地	施 設 名 称
第 1 選挙区から 第 9 選挙区まで	三種町鵜川字西本田 2 番地	三種町八竜農村環境改善 センター
選挙会の日時	平成 2 7 年 1 1 月 1 8 日（水）午後 3 時 3 0 分	
投票の時間	午前 8 時から午後 3 時まで	

2 投票を行わない場合

選 挙 区	所 在 地	施 設 名 称
第 1 選挙区から 第 9 選挙区まで	三種町鵜川字西本田 2 番地	三種町八竜農村環境改善 センター
選挙会の日時	平成 2 7 年 1 1 月 1 8 日（水）午前 1 0 時	

議案第 75 号

選挙長の事務を行う場所について（三種町土改）

平成 27 年 11 月 18 日執行の三種町土地改良区総代選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成 27 年 10 月 14 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 近 藤 範 夫

選挙長の事務を行う場所

第 1 選挙区から 第 9 選挙区まで	三種町鵜川字岩谷子 8 番地 三種町選挙管理委員会事務局
------------------------	---------------------------------

議案第 76 号

立候補の届出の受付について（三種町土改）

平成 27 年 11 月 18 日執行の三種町土地改良区総代選挙における立候補の届出の受付は、次により行う。

平成 27 年 10 月 14 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 近 藤 範 夫

- 1 期 日 平成 27 年 11 月 11 日から平成 27 年 11 月 12 日まで
- 2 時 間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
- 3 場 所 三種町鵜川字岩谷子 8 番地
三種町選挙管理委員会事務局

議案第 7 7 号

投票用紙の様式について（三種町土改）

平成 2 7 年 1 1 月 1 8 日執行の三種町土地改良区総代選挙における投票用紙の様式を土地改良法施行令第 1 1 条第 1 項の規定により次のとおり定める。

平成 2 7 年 1 0 月 1 4 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 近 藤 範 夫

平成二十七年十一月十八日執行 三種町土地改良区総代選挙投票	
○注 意	
一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 こうほしや しめい らんない ひとりか	
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。 こうほしや しめい もの しめい か	
候補者氏名 こうほしやしめい	三種町 選挙管理 委員会之 印

議案第 78 号

告示方法について（三種町土改）

平成 27 年 11 月 18 日執行の三種町土地改良区総代選挙に関する告示については、三種町選挙管理委員会規程第 19 条の規定にかかわらず、次に定める掲示場に掲示して行うものとする。

平成 27 年 10 月 14 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 近 藤 範 夫

掲 示 場 所	所 在 地
三種町土地改良区	三種町浜田字上谷地 21 番地 3
三種町役場	三種町鵜川字岩谷子 8 番地
三種町琴丘総合支所	三種町鹿渡字東二本柳 29 番地 3
三種町山本総合支所	三種町豊岡金田字森沢 1 番地 2

議案第 79 号

選挙長及びその職務代理者の選任について（三種町土改）

平成 27 年 11 月 18 日執行の三種町土地改良区総代選挙における選挙長及びその職務代理者を別紙のとおり選任する。

平成 27 年 10 月 14 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 近 藤 範 夫

議案第 7 9 号別紙

1 選 挙 長

選挙区	氏 名	住 所
第 1 選挙区	成田 栄悦	(以下省略)
第 2 選挙区	田森 直一	
第 3 選挙区	相原 富樹	
第 4 選挙区	内藤 房雄	
第 5 選挙区	関 優征	
第 6 選挙区	渡邊 岩男	
第 7 選挙区	佐々木 文治	
第 8 選挙区	田中 廣儀	
第 9 選挙区	荃沢 誠作	

2 選挙長職務代理者

選挙区	氏 名	住 所
第 1 選挙区	佐々木 亨	(以下省略)
第 2 選挙区	泉 紘三	
第 3 選挙区	進藤 秀樹	
第 4 選挙区	田中 靖	
第 5 選挙区	関 清光	
第 6 選挙区	唐土 義弘	
第 7 選挙区	佐々木 孝一	
第 8 選挙区	田中 信人	
第 9 選挙区	石川 隆弘	

議案第 80 号

選挙立会人の選任について（三種町土改）

平成 27 年 11 月 18 日執行の三種町土地改良区総代選挙における選挙立会人を別紙のとおり選任する。

平成 27 年 10 月 14 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 近 藤 範 夫

議案第 8 0 号別紙

選挙立会人

選挙区	氏 名	住 所
第 1 選挙区	(以下省略)	
第 2 選挙区		
第 3 選挙区		
第 4 選挙区		
第 5 選挙区		
第 6 選挙区		
第 7 選挙区		
第 8 選挙区		
第 9 選挙区		

議案第 8 1 号

不在者投票を行うことができる施設の指定について

公職選挙法施行令第 5 5 条第 2 項の規定による不在者投票のできる施設として、秋田県選挙管理委員会に次の施設について指定の申出をする。

平成 2 7 年 1 0 月 1 4 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 近 藤 範 夫

- 1 名 称 介護老人保健施設 やよい
- 2 所 在 地 三種町鹿渡字猿田牛渕 2 5 番地 6 2
- 3 施設概要等 別紙のとおり
- 4 指定を適当とする理由

不在者投票指定施設の併設施設であり、かつ、不在者投票を行うために適する場所、設備を有し、入所者の大半が要介護状態にあるため

【今後の日程について】

- 11月11日（水） 三種町土地改良区総代選挙 告示日
- ・立候補届出受付（～12日）
- 午前8時30分～午後5時 選管事務局
- 11月18日（水） 三種町土地改良区総代選挙 選挙会
- ・投票 午前8時～午後3時
 - 開票 午後3時30分 八竜農改センター
 - ・無投票選挙会 午前10時 八竜農改センター
- 12月 2日（水） 第13回選挙管理委員会（定時登録）
- 午前9時 三種町役場 第3会議室
- 3月 2日（火） 第1回選挙管理委員会（定時登録）
- 午前9時 三種町役場 第3会議室